

中京大学社会科学研究所国際関係から見た植民地帝国日本研究プロジェクト（編）
『南洋群島と帝国・国際秩序』

中京大学社会科学研究所 2007年

南洋群島の主権と国際的管理の変遷

等松春夫

——ドイツ・日本・そしてアメリカ

- 一 はじめに
 - 二 占領・軍政から委任統治へ 一九一四—一九三二
 - 三 委任統治の一〇年 一九三二—一九三一
 - 四 滿洲事変と委任統治喪失の危機 一九三一—一九三三
 - 五 國際的反響 一九三一—一九三五
 - 六 連盟の対応と委任統治の継続 一九三三—一九三八
 - 七 南洋群島と日独關係 一九三六—一九四〇
 - 八 アジア太平洋戦争と南洋群島 一九四二—一九四五
 - 九 委任統治から戰略信託統治へ 一九四四—一九四七
- まとめにかえて

一 はじめに

一九一四年秋から一九四四年夏までの三〇年間、南洋群島と呼ばれた赤道以北のミクロネシアの島々を日本は実効支配した。この比較的短い期間に南洋群島の法的・政治的地位はたびたび変化している。本稿ではこの三〇年間の南洋群島の地位の変遷を、当時の國際政治と國際法の枠組みから素描し、日本帝國の對外關係の中で南洋群島統治が持っていた意味を概観する。⁽¹⁾

なお、本稿は筆者のこれまでの種々の研究論文に拠るところが大きいので、さらに詳細な分析および研究史についてはそれぞれの拙稿も参照していただきたい。⁽²⁾

二 占領・軍政から委任統治へ 一九一四—一九三二

かつて三世紀にわたりスペイン帝國が支配した太平洋のミクロネシアの島々は、その大部分が一九世紀末に新興のドイツ帝國の支配下に移った。遅ればせながら英仏のあとを追って植民地帝國の建設を開始したドイツは中国山東半島の青島と、赤道をはさんで太平洋に散らばるミクロネシアの島々、そしてニューギニア北東部とビスマルク諸島を結ぶアジア太平洋植民地の経営を開始した。⁽³⁾

一九一四年夏、第一次世界大戰の勃発とともに三国協商側に立つて参戦した日本は山東半島の青島と並んで赤道以北のドイツ領ミクロネシアを占領した。⁽⁴⁾ ミクロネシアは日本海軍の軍政下に置かれ、臨時南洋防備隊が駐留した。

日本海軍は明治以来の宿願であった南進政策の拠点としてミクロネシアの永続的確保をめざし、これを受けた日本政府は一九一七年に英仏露伊と密約を結び、大戦終結後に占領した島々を併合することをめぐらした。⁽⁵⁾

しかしながら、大戦終結後の一九一九年一月から六月にかけて開かれたヴェルサイユ講和会議においては、議長国を務めた米国のウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領の新外交の諸原則が強調され、「領土非併合の原則」「民族自決の原則」に反する敗戦国植民地の併合は困難となった。ここから考案されたのが、新たに設立された国際連盟のもとにおける委任統治制度である。⁽⁶⁾

日本海軍が占領した赤道以北のミクロネシアも紆余曲折の末、領土として併合するのではなく、国際連盟のC式委任統治領として日本が施政を行うこととなった。日本の委任統治開始にともなって、一九二三年までに臨時南洋防備隊はミクロネシアから撤収した。

三 委任統治の一〇年 一九二二—一九三二

委任統治制度 (The mandate system) は第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議において作られた。敗戦国ドイツの海外領土とオスマン帝国の非トルコ地域の処分をめぐる、英仏日の唱える伝統的な分割併合と米国のウィルソン大統領が主張する非併合・民族自決主義原則の妥協の産物である。具体的には英帝国の自治領であった南アフリカ連邦の軍人・政治家で英国戦時内閣の閣僚であったスマッツ (Jan Christian Smuts) の原案に基づき、⁽⁷⁾ 国際連盟規約第二二条に規定された制度であった。

なお、委任統治制度の設立にさきだつてドイツはヴェルサイユ条約第一一九条によってすべての海外領土を「主タル同盟及び連合国」(Principal Allied and Associated Powers、以下P A A Pと略す) に対して放棄した。⁽⁸⁾ 委任統治制度は、

敗戦国の植民地を政治的・文化的発展の度合いによりA B C式の三段階に区分した。連盟規約に基づいて各受任国 (mandatory) は連盟理事会と個別に委任統治条項を結び、連盟の監督のもとに委任地域 (mandated territory) を統治し、地域が将来自立するまで後見することとされた。その中でC式委任地域の受任国には住民の福祉の向上、地域の治安維持、住民の軍事訓練および地域内への軍事施設建設の禁止、および行政年報を毎年連盟の常設委任統治委員会 (Permanent Mandates Commission、以下P M Cと略す) へ提出する義務があった。⁽⁹⁾

日本も一九二〇年一月に「太平洋赤道以北ノ旧独逸属地ニ関スル委任統治条項」(以下、南洋委任統治条項と略す) を締結し、一九二二年より南洋群島のC式委任統治行政を開始した。南洋群島は六つの支庁に分けられ、パラオ諸島のコントロールに置かれた南洋庁が全体を統轄した。

しかしP M Cは連盟理事会の諮問機関に過ぎず、理事会も受任国に対しては勧告以上の権限を持たなかった。また、委任統治制度の設立と受任国の選定は実際には連盟成立(一九二〇年) に先立ってP A A Pが行なっており(一九一九年五月—八月)、加えて戦時中の占領国がほぼそのまま各地域の受任国に移行した事実は、委任統治制度の実態が「仮装された併合」(Veiled annexation) あるいはせいぜい啓蒙的植民地主義 (enlightened colonialism) であることを示していた。この傾向はとりわけサハラ以南熱帯アフリカのB式地域と「資源・人口稀少ノ為……受任国ノ構成領土ノ一部トシテ統治サレル」⁽¹⁰⁾ 南西アフリカおよび太平洋のC式地域において顕著であった。

さらに事態を複雑にしたのは、P A A Pである米国とイタリアが受任国とならない一方で、P A A Pではないベルギー (ルアンダ・ウルンディ、B式)、南アフリカ (南西アフリカ、C式)、オーストラリア (ニューギニア北東部およびビスマルク諸島、C式)、ニュージールランド (西サモア、C式) が委任統治を担うことになったことである。英帝・連邦内の自治領 (dominion) である南ア、豪、ニュージールランドは大戦における英本国への戦争協力への報酬として委任統治に参与することになったが、受任国となった法的根拠は曖昧であった。⁽¹¹⁾

委任統治制度が戦勝国の「獅子の分け前」(Lion's share) の産物ではなく、真の国際的制度であることが証明さ

れるには世界大戦の敗戦国植民地以外の領域にも同制度が適用されることが必要であった。このような観点から一九二〇年四月、連盟理事会は既に連盟に加盟しない態度を明らかにしていた米國にアルメニアの委任統治を要請した。大戦末期にオスマン帝國の支配を脱して独立を宣言したアルメニア共和国は、当時新生トルコ共和国の攻撃と同じく新興のソヴィエト連邦の圧力の狭間で危殆に瀕していた。もしもこのとき米國が委任統治を受諾していれば、米國が独立アルメニアを安定まで後見することとなり、二〇世紀末においてインドネシアからの独立をめざす東ティモールに対して国連が行なった暫定統治のような情況が生じたかもしれない。しかし、現実には当時、伝統的な孤立主義外交に戻りつつあった米國は連盟理事会の要請を拒絶し、アルメニア共和国はまもなく消滅した。⁽¹²⁾かくして米國によるアルメニア委任統治は実現しなかったが、連盟が非連盟國に委任統治を要請したという事実は、後に日本の南洋群島委任統治継続問題に意外な形で波及することとなる。

一方、委任統治制度発足後、受任國と住民の間の紛争もしばしば生じた。⁽¹³⁾ 主要なものとしてはボンデスワルツ事件(南ア、C式・南西アフリカ)、サモア暴動(ニュージールランド、C式・サモア)、ジュベル・ドルーズ反乱(フランス、A式・シリア)、パレスティナ騒乱(イギリス、A式・パレスティナ)がある。これらの紛争の大半は概して受任國が委任地域住民の文化や慣習を十分に尊重せず統治を強行したことから生じたものであった。中でもジュベル・ドルーズ反乱は植民地戦争と呼んでも過言ではない規模の本格的紛争であり、パレスティナ騒乱もまた現代に至るアラブ・イスラエル紛争の種を蒔いた深刻な事件であった。

これらの地域とは対照的に、日本の委任統治地域においては深刻な政情不安は生じなかった。むしろ、一九二〇年代を通じて日本統治下の南洋群島は着実な経済的・社会的発展を示し、委任統治の模範例として評価された。⁽¹⁴⁾

ところで、委任統治制度創立時の併合主義とウィルソン主義のせめぎあいの結果、連盟規約第二二条は多様な解釈が可能な内容となり、とりわけBC式委任統治地域の主権の所在については連盟、受任國、委任地域の住民、P A A P、旧宗主國のドイツ、さらにはこれらのいくつかの組合せ(たとえば「受任國と住民」、「連盟とP A A P」な

ど)等、多種多様な学説が並立していた。⁽¹⁵⁾

このように種々の問題を抱えながらも、一九三〇年一月には英國のA式委任統治下にあったイラクの二年以内の独立が発表され、委任統治制度は「未ダ自立し得ザル人民」の自立に貢献しつつあるかのように見えた。

日本の国際連盟からの脱退と南洋群島委任統治継続をめぐる問題が生じたのは、一方では委任統治制度の発展と定着が評価され、また一方では同制度が内包する諸問題が顕在化しつつある情況においてであった。

四 満洲事変と委任統治喪失の危機 一九三一—一九三三

一九三二年九月一八日に勃発した満洲事変は、日中関係や日本と列強の関係のみならず、日本の南洋群島委任統治にも大きな影響を与えることとなった。とりわけ事変を契機として連盟調査団が提出した「リットン報告書」に不満を持つ日本が国際連盟から脱退する可能性が高まるにつれ、連盟脱退後の日本と国際連盟規約に規定された委任統治制度との関係に変化が生じるか否かが内外で種々の論議を呼んだ。⁽¹⁶⁾ 日本にとって最悪のシナリオは、連盟脱退によって日本が受任國資格を失い、他國に南洋群島の委任統治権を移されることであった。⁽¹⁷⁾ 南洋群島の潜在的な経済価値、日本海軍の対米戦略上の重要性、旧P A A Pとしての国際的威信の点からこのような事態は何としても回避せねばならなかった。

ところで意外なことかもしれないが、連盟からの脱退が委任統治に及ぼすかもしれない影響をもっとも早期に検討していたのは日本陸軍であった。早くも事変勃発一週間後の一九三一年九月二五日、陸軍省調査班の一班員は当時、国際問題の専門家として著名であった法学博士米田實を訪問、連盟脱退が委任統治に与えかねない影響について意見を聴取している。米田は委任統治制度をめぐる複雑な法・政治学的学説を要約した後に、連盟脱退によって

日本が受任国の資格を喪失する危険を警告した。⁽¹⁸⁾ 米田の意見がその後の陸軍の政策にいかにか影響したかは跡付けられないが、早くから満洲問題の委任統治への影響が懸念されていたことがうかがえる。

また対米作戦上、南洋群島の戦略的価値を重視していた日本海軍の危機感は深く、連盟脱退による委任統治権喪失を強く否定する海軍大臣の非公式声明や、海軍省海軍軍事普及部発行のパンフレット『海の生命線』等の大量配布で、南洋群島確保の必要性を広く世論に訴えた。海軍当局によれば「満洲が陸の生命線であるがごとく南洋群島は日本の海の生命線」なのであった。⁽¹⁹⁾

かくして日本の連盟からの脱退の可能性が高まった一九三二年半ばから脱退が発効する一九三五年まで、日本の学界とマスコミでは脱退と委任統治の関係について激しい論議が繰り広げられた。これらの論議は、(一) 受任国資格、(二) 委任地域の主権の所在、(三) 委任統治継続問題に対する政策論、の三点に集約された。

(一) 受任国資格については外交問題評論家の蜷川新、国際法学者の横田喜三郎ら少数の連盟主権論者を除いて大半の論者が非加盟国であって問題なしと考えていた。その根拠とされたのは、① 国際連盟規約第二二条の受任国資格要件には単に適切な先進国とあり、連盟加盟国と規定されていなかった、② 連盟理事會が非加盟国である米國に旧トルコ領アルメニアの委任統治を要請していた先例、である。また①②と併せて十余年にわたる日本の統治実績が挙げられることも多かった。たとえば思想的には横田ら連盟主権論者に近いと思われた植民政学者、矢内原忠雄でさえ受任国としての日本の統治実績が施政継続の實質的根拠になると考えていた。

(二) 委任地域の主権の所在については新聞をはじめ一般メディアの大部分が受任国主権説をとっていた。前述の米田實、大山卯次郎ら一部の学者もこれに同調した。単純な受任国主権論には批判的な政治学者の蠟山政道も実際には南洋群島は日本の領土であると考えていた。国際法学者では東京帝国大学教授で外務省の法律顧問であった立作太郎に代表されるP A A P主権説が主流を占め、後述するように連盟脱退時の日本政府の公式見解もほぼこれに沿うものであった。京都帝国大学教授の田岡良一ら主権の所在について慎重な見解をとる学者も暗黙にはP A A

P説に拠っていたように思われた。横田、蜷川らの連盟主権説は理論的にはもつとも明解であったが少数派にとどまり、主権論に深入りしないが国際協調の精神を重視する矢内原も連盟主権論に傾いていたといえよう。

(三) 委任統治継続をめぐる政策論については、ふたりの東京帝国大学教授、蠟山政道と矢内原忠雄の論戦が、当時の日本に存在したふたつの大きな思想的潮流を代表しているように思われるので以下、若干の説明を行ないたい。⁽²⁰⁾

この論争は一九三三年五月から六月にかけて『改造』および『中央公論』誌上で展開された。蠟山はまず、当時メディアの主流を占めつつあった受任国主権論を批判的に紹介した上で、日本政府の委任地域の主権問題に関する見解はむしろ基本的にP A A P主権説に拠っていると考える。そして政府見解にほぼ対応する立作太郎のP A A P説を要約し、その批判を通じて国際政治学的観点から委任統治観を述べる。蠟山によれば「国家主権といえども国家共同態の明示若くは暗黙の承認のもとに信託された制限付のものとするのが新しい政治学の学説の示している所である」ので「主たる同盟及連合国に主権が与えられているとしても、その主権は国際連盟と云ふ国際平和機構の存在と機能とに係わらしめられている一種の国際信託付の制限的主権であると言ふべきである。」そして結局蠟山は「事実の方が新旧思想の争ひの妥協として進展し、その事実を説明する妥当な概念が未だ発見されていない」として、連盟脱退国の受任国資格の有無、委任地域の主権の所在については明言を避けている。

一方、蠟山は論文の後半では、そもそも日本は国際連盟のような機構による平和の達成には賛成しておらず、日本の南洋政策は終始一貫して全くの現実主義に立脚しており、南洋群島は名称は委任統治下にあるが実態は日本領土と変わらないと述べる。蠟山の見るところ日本は「かつて独逸植民地帝国が建設せんとした膠州湾よりニューギニアに至る太平洋縦断政策を継承して、北に満洲、南に南洋の両箇の生命線を築いて、波浪静かならざる太平洋政策の地盤となし、戦略戦術的にもその根幹たらしめた」のである。また蠟山は「国際政治の一環としての新南洋政策」を提言し、今後「日本が太平洋に覇を唱えるや否やは、この地域の施政が一般国際政治の標準に合致し、文明

の附託に背かずして、未開半開の人民の正しき指導者たり得るや否や」にかかっているのである、と結んだ。

このように蠟山は原住民保護、軍事利用の禁止など委任統治の諸原則を日本に対する「文明の神聖な附託」と言いつつも、結局のところ南洋群島が事実上日本の領有下にあることを認めている。そして南洋群島を将来における日本の南進と太平洋制覇の拠点として確保し続けるには委任統治行政の実績が実質的根拠になると述べた。蠟山のこの主張は、「開明的帝国主義」とでも呼ぶべき比較的穩健な現実主義と言えよう。

この蠟山の「新南洋政策」に激しい批判を加えたのが矢内原忠雄である。委任統治を「文明の神聖な附託」と語りながら南洋群島を太平洋制覇の拠点とせよと主張するのは、口では国際主義を唱えながらその実、帝国主義的擴張政策を押し進めることであり、蠟山の言論態度は「自殺的矛盾」である、と手厳しい。矢内原によれば委任統治の精神とは国際主義であり、それは従来の帝国主義的植民地支配を抑制するものであらねばならない。むろん、矢内原も当時の国際社会がまだ帝国主義的段階にあり、委任統治制度が実質においては植民地支配の一形態であることを認めていた。しかし委任地域、特にC式地域は受任国の領土と変わらないと主張する受任国主権論は断固否定した。

矢内原は委任地域の主権の所在には深入りせず、連盟規約第二二条二項の「委任」「連盟二代り」といった文言に法的意味があるかどうかはさして重要ではなく、同条は委任統治の精神を示すものであると述べる。要するに「委任統治の規則の趣旨は受任国が何者の委任によりて施政を行なうかという点ではなくて、むしろ如何なる精神によつて施政を行なうべきかの点にある」のである。そしてこの精神を矢内原は国際主義と呼んで四つの原則に要約する。すなわち、①国際的監視。連盟の監督権限は小さいが一国の植民地統治が不断に国際機関の監視下におかれることは植民地支配の歴史上、画期的である。②軍事利用の禁止。非侵略の原則に立ち帝国主義的競争を抑制する。③通商貿易の機会均等。現在はB式地域のみであるが、将来はA C式地域も原則上同様の状態に置かれるべきである。④委任地域の住民を自立に至るまで保護・後見すること。委任は永久ではなく、A B C式を問わず委任地

域を将来自立させることがこの制度の根幹である。これら四つの原則に則して矢内原は蠟山の「新南洋政策」を批判したのであった。この矢内原の立場はマルクス主義的な帝国主義批判とは異なるが、第一次世界大戦後のウィルソン主義的国際協調の精神に沿ったものと言えよう。

しかしながら、その矢内原も日本が受任国として統治の実績をあげ続けるかぎり連盟も列強も委任統治の解除を強行する根拠を得られないであろうと述べる。矢内原のみるところ委任統治問題は「国際情勢の堅実の要求を基礎として確定せられ」、「法的解釈は其の必要に応じて確定せられる」からである。

蠟山も矢内原も共に連盟脱退によつて日本は委任地域を失わないと述べ、また両者とも受任国としての義務を遵守することが日本の委任統治継続の実質的根拠になるとみていた。しかし、蠟山が南洋群島が事実上日本の領土であり将来における南進の拠点であるとみなしていたのに対し、矢内原は委任統治の精神を尊重し、地域を将来の自立まで後見することが日本の使命であると考えていた。委任統治を現実政治的な拡張の手段とするか、それとも帝国主義を抑制する国際主義的制度ととらえるかで両者は決定的に分かれた。一九三〇年代後半、矢内原はやがて日中戦争批判で講壇を追放されるが、蠟山はその後、近衛文麿内閣のブレインとして南進につながる国策立案に携わっていくこととなる。

以上のように連盟脱退と委任統治の関係について日本の学界とメディアは「百家争鳴」の観を呈していたが、日本政府の公式見解は以下のようなものであった。(一)連盟規約第二二条は受任国資格を連盟加盟国に限定しておらず、単に適切な先進国としている、(二)一九二〇年に連盟理事会が未加盟国である米国にアルメニアの委任統治を提案した前例がある、(三)委任統治制度の設立と各受任国への委任地域の分配を行なったのはP A A Pであり、委任統治制度に関して連盟は一定の監督権限を有するに過ぎない、(四)したがって連盟からの脱退によつて委任統治地域における日本の地位に変化は生じない。⁽²¹⁾この日本政府の見解は、明示的ではないが委任地域の主権がP A A Pに存することを前提としていた。

これに関連して連盟設立の功労者のひとりであり、国際連盟協会 (The League of Nations Union) 会長として戦間期の平和運動の推進者であった英国のセシル子爵 (Viscount Robert Cecil of Chelwood) の言動が興味深い。オックスフォード大学の西洋古典学教授で同協会の事務局長マーレイ (Gilbert Murray) は、日本の南洋群島委任統治継続を黙認する風潮を糾弾したが、セシルは私信で「あの一件はパリでP A A Pが決めたことだったじゃないか」とマーレイをたしなめている。⁽²²⁾ 熱烈な国際連盟主義者として知られたセシルでさえも委任統治地域の主権についてはP A A P説を当然視していたのである。

しかし、反対の見解もあった。委任統治制度研究に関する世界的権威であったシカゴ大学教授ライト (Quincy Wright) は、連盟の加盟国であることが受任国の要件であり、連盟理事会は脱退した国から委任統治権を剥奪することができる、とかねてから主張していた。⁽²³⁾ ライトは米国内務省と緊密な関係を持つことで知られ、彼に同調する有識者も米国には少なくなかった。⁽²⁴⁾

また、一九三二年初頭以来、欧米のマスメディアには日本が委任統治義務に違反して密かに南洋群島の軍事化を進めているとの報道がたびたび流れた。同年秋以降、この疑惑はP M Cにおいても繰り返したりあげられ、各国の委員からの追究と軍事基地化疑惑を否定する日本政府代表の応酬が繰り返された。⁽²⁵⁾ さらに一九三三年一月ドイツにナチス政権が成立すると、ゲッベルス (Joseph Goebbels) やローゼンベルク (Alfred Rosenberg) など一部の大物ナチ党幹部が旧ドイツ領ミクロネシアの回収を放言するなど、⁽²⁶⁾ 日本にとって不安材料にはこと欠かなかったのである。

東京帝国大学教授で外務省の国際法顧問であった立作太郎は、日本が委任統治条項を破って南洋群島の軍事基地化を推進していると連盟が判定し、この一件をハーグの常設国際司法裁判所に持ちこんだ場合、日本の受任国資格が否定される危険性を警告した。⁽²⁷⁾ この状況を注視していたグルー (Joseph C. Grew) 駐日米国外使によれば「委任統治諸島の問題は潜在的爆薬で充滿しており (full of potential dynamic) 満洲問題と同じくらい紛争を惹起するかもしれない」⁽²⁸⁾ ものだったのである。

五 国際的反響 一九三二—一九三三

では、南洋群島の委任統治継続をめぐる日本国内においてさまざまな議論が交わされている頃、この問題は国際的にはどのように受けとめられていたのだろうか。

この問題にもっとも敏感に反応したのは、自治領の担当も含めて、列国中もっとも多くの委任統治領を治めていた英国であった。英国はB式委任統治下にあるタンガニカ (旧ドイツ領東アフリカ) と隣接する英領ケニア・ウガンダの合邦問題を一九二九年以来抱えており、⁽²⁹⁾ また満洲事変が進行中の一九三二年一月にはA式委任統治下にあったイラクの独立を承認したばかりであった。⁽³⁰⁾ また、同じ頃英外務省は政情不安が続く西アフリカのリベリアへの米国の介入を阻止するために、リベリアをヨーロッパの中小国 (オランダ、ベルギー、スペイン、ポルトガルが候補に挙げられた) の委任統治下に置く提案を国際連盟に打診することを検討中であった。⁽³¹⁾ このような事情もあって英国の委任統治制度一般への関心は高かったのである。この意味で、一九三二年後半から一九三三年初めにかけて英外務省で行なわれた南洋群島委任統治継続問題にかかわる議論は、委任統治制度が抱える法的・政治的問題を浮き彫りにしている。

一九三二年一月の英外務省覚書には多数意見に対する省内の法律顧問フィッツモーリス (G. G. Fitzmaurice) の反論が見られる。省内の多数意見は前節でみた日本政府の見解とはほぼ等しく、(一) 連盟規約第二二条は受任国の資格を単に適切な先進国としており、要件として連盟加盟国であると明示していない、(二) 一九二〇年に連盟理事會が非加盟国である米国にアルメニアの委任統治を要請した先例がある、の二点に日本の委任統治継続の根拠を見出していた。これに対してフィッツモーリスは以下のように述べる (大意、以下同様)。⁽³²⁾

「委任統治の原則の保障が連盟規約の中に盛りこまれていなければならないので、受任国は規約の締結者であらねばならない。もし、連盟が加盟国を受任国に選定したのであれば、この場合、加盟国であることが受任国たる不可欠の条件である。したがって受任国が連盟加盟国であることを停止した場合、連盟はいかなる点でも委任を解除する権限がある。もし「ヴェルサイユ講和会議時に」日本が連盟に加盟していなければ、委任統治領を得ることはなかったであろう。日本の場合、連盟加盟国であることが受任国の要件であり、脱退によりその地位に変化が生じないとは考えられない。連盟には日本への委任を解除し、他の国を受任国に任命する権限がある。」

これに対し、後年『危機の二〇年』(Twenty Year's Crisis)を著して有名になるカー(E. H. Carr)は当時外務官僚で、省内主流派の意見を代表して以下のように述べている。⁽³³⁾

「私見では既存の法解釈は受任国が連盟を脱退した場合の問題をまったく解決できない。これは委任統治地域の主権が誰に属するかという問題と密接に関わっているからである。しかし受任国が委任統治条項で定められた義務を自発的に遂行するかぎり、受任国が非加盟国でも、また連盟を脱退しても、それを以って受任国の資格なしと断定することは適わないように思われる。」

日本の連盟脱退が事実となった翌一九三三年二月、英外務省は日本の委任統治継続問題に関する長文の覚書を作成した。これによると、(一) 非加盟国も受任国たり得る、(二) 委任統治は連盟ではなくP A A Pによって定められ、連盟は受任国の選定には関与していないが委任地域の行政には関与する、(三) 委任は連盟理事会と受任国の

間の合意であり、両者の同意なしには解除できない、(四) 委任を解除できる唯一の根拠は日本が受任国として適切な要件を充たさなくなったとの連盟の判断である。ここから、「日本が受任国としての要件を充たし続け、かつ連盟との協力を続ける意思があるかぎり、日本の委任統治継続を拒むことは困難である」との結論が導き出された。⁽³⁴⁾ たしかに委任統治制度の設立と受任国の指定が連盟ではなくP A A Pによってなされたとの前提に立つかぎり、以上の結論への反論は困難であった。しかし、フィッツモーリスはこの前提そのものに疑問を呈する。たしかに委任統治領の分配はP A A Pが行なったかもしれないが、その後は各受任国が「連盟に代わり」⁽³⁵⁾ (on behalf of the League) 統治を行なっているのではないか。

「時期は定かではないが、P A A Pと呼ばれる政治主体は既に消滅している。仮に将来また戦争が生じた場合、P A A Pが共同行動をとるといふ保障はない。もし連盟とP A A Pが「委任制度の」共同設立者であるとすれば、その片方が消滅した場合その権限は、現存するもう一方へ移ったとみなされる。」

これは事実上存在しないP A A Pが委任統治領の主権を有することはあり得ず、委任統治領の地位について決定をくだせるものは連盟のみであるとの主張である。⁽³⁶⁾ フィッツモーリスはまた受任国の同意なく委任を解除できないことは委任統治の原理に矛盾するとも指摘した。しかし、その彼も現実政治の問題としては「日本が委任統治の義務を自主的に実行するかぎり、この国から委任統治領を剥奪することはできないであろう。さらにはオーストラリアと南アフリカがとる態度は我々「英国」が日本の主張に反駁することをとりわけ困難にしている」と語った。⁽³⁷⁾

フィッツモーリスがここで指摘したとおり、法的な議論とは別に英国政府が考慮せねばならなかったことは日本と同じくC式委任統治領の受任国であるオーストラリア、南アフリカなど英連邦内の自治領の動向であった。南アフリカ連邦(Union of South Africa)は旧ドイツ領南西アフリカ(South West Africa以下SWAと略す)をC式委任統治

していたが、この地域の主権をめくり戦間期を通じて連盟と紛糾を繰り返していた。⁽³⁸⁾一九二六年、南アはS W Aに接するポルトガル領アンゴラとの国境を確定するポルトガルとの条約中において南アがS W Aに対する主権を有するとう表現 (the Union of South Africa... possesses sovereignty over the Territory of South West Africa) を使用した。この一文は問題となり、一九二七年の第一回P M C以降、連盟理事会は南アに条約中で使用されている「主権」という語がたんに行政権のみをさし、領土権を意味するものではないことを明確にするよう再三勧告した。しかし、南ア政府はこれを無視し続け、さらには国内におけるS W A併合運動を黙認して、南アがS W A併合をくわだててゐるとの疑惑を連盟に抱かせていたのである。

前述のように、英国もまた行政上の効率向上から自国のB式委任統治下にあったタンガニカと隣接する直轄植民地ケニヤ・ウガンダの併合を検討しており、その可能性を困難にする先例が連盟と南アの間に生じることが望ましくなかった。また世界大戦後、国力の低下が著しい英国には、本国と自治領の協調が英帝国・連邦の国際政治における影響力維持のため不可欠であるとの認識があった。⁽⁴⁰⁾この点からも英国はS W A委任統治問題をめぐり本国と南アとの間に亀裂が入ることを回避したかったのである。かくして、戦間期を通じて英国政府は連盟における委任地域の主権論争が過熱することを防止するのに苦慮することとなった。

南アにとってS W Aの主権問題はこの当時法律上の問題に過ぎなかったが、C式委任統治を北東ニューギニアおよびビスマルク諸島(以下 Australian Mandated Territory ≡ A M Tと略す)で行なうオーストラリアにとって委任統治問題は、より切迫した安全保障上の問題であった。満洲事変以降の日本の対外膨張的姿勢は従来からオーストラリアにあった対日警戒心を高め、とりわけ一九三二年秋以降、日本が南洋群島を軍事基地化しているとの風評が高まるにつれて豪の国内世論の一部には南洋群島の委任統治権を日本から剥奪し、豪に友好的な特定のヨーロッパ国家に与えて軍事的緩衝地帯を拡大すべきであるとの主張が現われる。⁽⁴¹⁾ここで想定される西欧国家とは蘭領東インドを統治するオランダまたはミクロネシアの旧宗主国であるドイツであった。

太平洋へのドイツの復帰を歓迎する声は豪にあつたことは、第一次大戦前の太平洋の地政学的情況を考えると興味深い。大戦勃発まで太平洋の中心にミクロネシアというドイツの勢力圏が存在したことは、日本、米、英帝国(赤道以南の自治領を含む)という三大シーパワー間の勢力均衡に貢献していたのであつた。

受任国としてA M Tを統治するオーストラリアは、連盟に委任統治に関するより強力な権限を与えることには消極的であつた。しかし、一方では日本が南洋群島を軍事化することに掣肘が加えられることを望んでおり、それには受任国に対する連盟の監督権限を強化することが有効であつた。ここにオーストラリアの抱えるデレンマがあつた。

南洋群島と同じくC式委任統治領であつたA M Tには軍事施設の建設が禁止されており、事実一九三〇年代後半当時は無防備であつた。A M Tは南洋群島の最南端部分から四五〇キロしか離れておらず、航空機の性能が急速に高まりつつあつた当時、日本軍が南洋群島に航空基地を設定すれば大型爆撃機の行動圏内に入る距離にあつた。⁽⁴²⁾

また、日豪間で紛争が発生した場合、英海軍が豪州防衛のため適切な時期に來援できる保証も、怪しくなりつつあつた。オーストラリアの防衛は有事の際、英本国近海から來航する有力な艦隊がシンガポール軍港を拠点として脅威に対抗する、いわゆる「シンガポール戦略」(Singapore strategy) ⁽⁴³⁾に依拠していたが、戦間期における防衛予算削減のあおりを受けてシンガポール軍港の整備は遅々として進まなかつた。加えて独伊という現状打破勢力の勃興に対応するため、英国の防衛努力はヨーロッパと中東優先を余儀なくされ、アジア太平洋に常時配備が可能な軍事力は低下していた。そして太平洋地域のもうひとつの大国である米國は、この時期は大恐慌以来の国内経済の再建を優先して孤立主義の傾向が強くなり、有事の際に有効な支援が期待できるかどうか不明であつた。

したがって、日本の潜在的脅威に対抗する具体策に欠けるオーストラリアに残された道は対日宥和であつた。一九三四年春、レイサム (John G. Latham) を団長とする親善使節が日本を含む東南アジア諸地域に派遣された際、その目的のひとつは太平洋地域における日本の意図を探ることであつた。レイサムは当時オーストラリアの対外担当

相 (Minister for External Affairs) であり、偶然ながらヴェルサイユ講和会議当時は英帝国代表委員のひとりとして式委任統治規定の草案(後の連盟規約第二條六項)を作成した人物であった。⁽⁴⁴⁾一九三四年五月、訪日したレイサムは廣田弘毅外相と長時間にわたり会談した。日本が秘密裏に南洋群島を軍事基地化しているとの風評にレイサムが言及した際、廣田は言下にこれを否定して日本が今後も非軍事化義務を含む委任統治の諸条項を遵守し、かつ連盟への行政年報提出を継続することを確約した。⁽⁴⁵⁾

帰国後のレイサムはライオンズ (John A. Lyons) 首相に報告書を提出、その中で満洲問題に関して日本と連盟双方の「面子を保つ」(save face) ような調停を勧告し、満洲国承認の検討を暗示唆した。⁽⁴⁶⁾この時点においてライオンズ政権は独自の対日宥和政策は採用しなかったが、この傾向は三年後の一九三七年春、ロンドンで開催された英帝国会議 (Imperial Conference) における、ワシントン海軍軍縮条約失効後の太平洋地域協定のオーストラリア提案へと繋がっていく。この案は委任統治領を含む太平洋の列強島嶼領の非軍事化を図るものであった。⁽⁴⁷⁾

さて、太平洋においてもっとも影響力を持つ大国、米国の南洋群島委任統治継続問題に対する姿勢はいかなるものだったのか。米国は連盟加盟国ではなく、また委任統治の受任国でもなかったが、ヴェルサイユ講和会議における P A A P の一員として委任統治制度の設立と受任国の選定に関与した。また南洋群島に関する事項に関しては他の連盟国と同様の権利に均霑することが一九二二年の日米ヤップ条約で定められていた。⁽⁴⁸⁾

前述したように、米国内にはライトに代表されるような、連盟脱退により日本は受任国資格を失うと唱える勢力もあったが、反面それに同調しない意見も少なくなかった。『米国際法雑誌』(The American Journal of International Law) の一九三三年一月号に掲載されたエヴァンズ (Luther H. Evans) の論文「日本の連盟脱退は日本の委任統治領の地位を変更するか」(Would Japanese Withdrawal from the League Affect the Status of Japanese Mandate?) はその典型である。日本と英国の外務省の覚書とほぼ同様の論考を行なった後、エヴァンズは「日本が連盟を脱退したとしても、これによって日本の委任統治領の法的地位が影響を受けることはまったくない」と結論している。⁽⁴⁹⁾

一九三三年三月付けの國務省極東部 (Division of Far Eastern Affairs) の覚書もエヴァンズ論文とほぼ同様の結論に達したが、それに加えて「日本が連盟を脱退した場合、連盟が南洋群島の地位に何らかの変更を考慮する場合、米國が連盟と協力する機会が生じる可能性がある」と述べていた。⁽⁵⁰⁾この覚書を検討した國務省は、連盟が委任統治継続問題を正式に審議しないかぎり、米國は同問題に関心を有さない態度を堅持すべきであるとの結論に達した。⁽⁵¹⁾

しかし、一九三三年に入ってから熱河省における日本陸軍の軍事行動が活発化すると、米國國務省の態度も硬化していく。米國のジュネーヴ総領事兼國際連盟へのオブザーヴァーであったギルバート (Prentiss B. Gilbert) は、日本が連盟脱退を宣言した半年後の一九三三年九月八日に國務省へ八四ページからなる長大な報告書「委任統治地域とリわけ日本の委任統治領の政治的・法的地位に関する一般的議論」(General Discussion of the Political and Juridical Status of Areas under Mandate with Special Reference to the Japanese Mandate) を提出した。この報告書の中でギルバートは、日欧において支配的な P A A P 主権論に疑問を呈する。ギルバートの議論はライトまたはフィッツモーリスの法解釈にほぼ沿うものであるが、その彼でさえも結論としては委任統治継続問題に決定的な法的解決はあり得ず、政治的解決しかないことを認めざるを得なかった。要するに「問題はこれらの諸島を確保し続けるために日本がいかなる道を探るかであり、またそれに対する列強と國際連盟の態度がいかなるものになるかということなのだ」⁽⁵²⁾。

一次史料の不足のため、間接的史料からの推測にとどまるが、ソ連もまた日本の南洋群島委任統治継続問題には少なからぬ関心を有していた節がある。一九三三年三月九日付けの國務省宛グラー駐日大使の電報によると、同大使は信頼できるあるソ連情報筋 (a reliable Soviet source) から日本が対米戦を想定してワシントン・ロンドン海軍軍縮条約が失効する一九三六年末までに南洋群島を含む太平洋島嶼領の要塞化を推進していると警告された。⁽⁵³⁾第二次五カ年計画による対日軍備増強がまだ完成していなかったソ連は、南洋群島委任統治継続問題から西太平洋における日米間の緊張が高まり、極東ソ連領および外モンゴルへの日本の軍事的圧力が軽減されることを望んでいたのであらうか。

六 連盟の対応と委任統治の継続 一九三二—一九三八

ところで各国が日本の連盟脱退と委任統治継続問題を論議する間、国際連盟は事態をどのように見ていたのだろうか。一九三三年春、日本が連盟からの脱退を宣言した頃、連盟は初代事務総長ドラモンド (Sir Eric Drummond) から二代目のアヴノール (Joseph Avenol) への移行期にあつた。両者とも日本の委任統治継続問題を連盟事務局の委任統治部 (Mandates Section) と法務部 (Legal Section) に検討させ、数度にわたり詳細な覚書が作成されたが、いずれの内容も各国政府や学界において行なわれていた論議の枠組みを超えるものではなかつた。

とはいえ、一九三四年末から三五年初頭にかけて連盟理事会の多数派は脱退国の受任国資格を否定する見解に傾いていた。⁵⁵⁾しかし、手続き事項以外の決定には全会一致が要求される連盟の規定に阻まれて日本の受任国資格に関する決議は行なわれなかつた。これと平行して連盟事務局とPMCの一部では、連盟が日本の委任統治継続を黙認せず、理事会が委任統治制度の原理原則を公式に再確認・表明した上で、政治的措置として日本政府との間に新たな委任統治協定を締結する案が検討された。しかし、この案も関係各国の積極的支持が期待できないことが明らかになるにつれ立消えになつた。

ギルバートの報告によればこの時期、連盟事務局の一部員は、日本が行政年報の提出とPMCへの代表派遣により委任統治条項を遵守して連盟に協力を続けるかぎり「ことはなにごとともなかつたの如く流れ去るにまかされる」(the matter would be allowed to drift as if nothing had happened)⁵⁶⁾と語つたという。

連盟のこの姿勢を反映してか、『連盟月報』(Monthly Summary)も『連盟公報』(Official Journal)も一九三五年を通じて日本の委任統治継続についてまったく触れていない。一九三五年三月二十七日、日本の連盟脱退が発効した当

日にアヴノール連盟事務総長は日本の脱退を惜しむ短い声明を発表した。⁵⁷⁾委任統治問題はここでは一切触れられず、ただひとつ「日本政府が国際協力政策を遂行する意図を有するものと理解し、このことに大きな満足を感じるものである」とアヴノールは付け加えた。この「国際協力政策を遂行する意図」(the intention of pursuing a policy of international cooperation)に南洋群島委任統治の継続が含まれていたと考えるのはおそらく妥当であろう。

連盟脱退が発効する直前、日本外務省は再び委任統治継続問題を検討した。一九三五年一月に作成された調査書は一九三三年三月の閣議決定とほぼ同内容であつたが、全体を貫くトーンははるかに樂觀的であり、委任統治の継続について「吾人ハ沿革ヤ條文ヨリ見テ正シキ解釈ヲ主張シ得ル立場ニアルノテアル」と結んで⁵⁸⁾いた。この雰囲気⁵⁹⁾を東京に居て観察していたグルー大使は次のように記している。

「日本の連盟脱退が発効する三月二十七日、日本の世論には確信と穏やかな優越感の空気が漂っていた。(中略)世間の空気は、幸いにも危機が通りすぎ、かつて感じられた恐怖が取り除かれた人物の気分⁶⁰⁾に似ていなくもない。一九三三年三月には、日本の津々浦々で西洋列強が経済制裁を行ない(中略)日本に委任統治諸島を手放すよう圧力をかけるものと考えられていた。

連盟は明らかに日本に委任統治諸島を放棄させようとする考えを捨てたようであり、日本がこれらの島々を要塞化しているとの当時の報告を真剣に調査さえしていないのだ。」

事実、各国は連盟が主導しない限り、具体的な行動に出る考えはなく、その連盟は各国の支持なしには行動に移ることを躊躇した。たしかに連盟事務局の一部員が述べたように「ことはなにごとともなかつたの如く流れ去るにまかされ」たのだつた。かくして委任統治領南洋群島は、少なくとも当面は日本の手にとどまることになつたのである。

一九三五年三月、日本の連盟脱退が発効した後、日本は「連盟に協力する非連盟国」という立場で委任統治を継続する。これ以降も日本は連盟に対する委任統治行政年報の提出を続け、必要に応じて政府委員の派遣も行なった。⁽⁶⁰⁾ 旧P.A.P.の間の亀裂がまだ決定的となっていなかった一九三〇年代半ば当時、ヴェルサイユ体制の修復はまだ可能と考えられていた。その意味では委任統治制度を通じて連盟と日本が協力関係を維持することは、日本の連盟への復帰を望む諸外国にとっても、日本国内の国際協調派にとっても望ましいことであった。満洲における武力による日本の現状変更「不承認主義」をもって臨んだ米国も、委任統治継続問題では日本が連盟規約と日米ヤップ条約を遵守して施政を継続するかぎりは日本に対して強硬な態度をとれなかったのである。

しかしながらこの連盟との協力関係も日中戦争の激化にともない終焉を迎える。一九三八年一月、国家総動員法が施行され、これが南洋群島にも適用されることとなった時、中国の抗議で連盟がこれを問題視した。この事件が契機に日本政府は一九三八年一〇月、連盟との協力関係を終止する決定を行ない、政府委員をジュネーヴより引き揚げた。

一九三七年度の年報は一九三八年一一月の第三五回PMCにおいて日本代表欠席のまま審査され、国家総動員法の南洋群島への適用が日本の委任統治にいかなる影響を及ぼすかが議論されたが、何ら具体的な結論には達しなかった。

翌一九三九年のヨーロッパにおける大戦の勃発にともない連盟への行政年報の提出も一九三八年度をもって打ち切られ、一九三八年度の年報の審査は行なわれなかった。そして一九三九年度の年報の原稿は作成されたが、ついに送付されなかった。

七 南洋群島と日独関係 一九三六—一九四〇

日本が連盟を脱退し委任統治を継続した時期は、ヨーロッパにおけるナチス・ドイツの勃興とその旧植民地回復要求の高まりと重なっていた。国際連盟と列強が南洋群島委任統治継続問題に比較的関心が低かった一因は、ナチス・ドイツの再軍備宣言によるヨーロッパにおけるパワー・バランスの変化にあった。この情勢下で展開された英仏による対独宥和政策においては、さまざまな形でドイツへの旧植民地の返還が論議された。英仏をはじめとするヨーロッパ列強が検討していたのは、ナチス・ドイツをも含むヨーロッパ諸国による熱帯アフリカ植民地の共同統治構想であり、直接南洋群島の返還を想定するものではなかった。

しかしながら、日本政府は南洋群島を含む旧ドイツ植民地返還問題が日本の関与なしに進められる可能性を警戒して神経をとがらせていた。委任統治制度はヴェルサイユ講和条約の第一部を構成する国際連盟規約によって規定されたものであり、したがってヨーロッパにおける宥和政策によってヴェルサイユ体制そのものに変更が加えられる時には、当然のことながら南洋群島委任統治にも影響がおよぶことが懸念されたのである。もしヴェルサイユ体制に代わる新しい国際秩序が形成されるのであれば、その新しい体制下で日本の南洋群島統治の正統性が確保されねばならなかった。

この文脈で一九三〇年代後半、南洋群島委任統治問題は日独同盟交渉の中の重要案件のひとつとなっていた。⁽⁶²⁾ 要約すればドイツにとって南洋群島は日本を自国の陣営に引き寄せる有力な外交カードのひとつであり、日本にとって日独同盟交渉はヴェルサイユ体制に代わる新国際秩序の下で南洋群島の領有を合法化する契機となるものであった。

しかし、当初は南洋群島の地位をめぐる日独両国の見解は平行線をたどった。ヴェルサイユ体制の打破を唱えるナチス・ドイツにとって委任統治制度とは戦勝国がドイツから植民地を剥奪し分割を正当化するために作り出した偽善的制度であり、旧植民地は最終的には全面回復すべき対象であった。実はナチス・ドイツにとって優先的な課題はヨーロッパにおける生存圏の拡大であり、旧植民地の回復は二義的ましてや南洋群島問題は些細な意味しか

持っていなかった。しかし植民地回復要求が英仏に対する外交交渉上のカードとして有効であることが認識されていたので、ドイツは「旧植民地全面回復」の姿勢を崩さなかったのである。ここからナチス時代のドイツではヴァイマル時代にもまして委任地域の主権はドイツにあるとの「ドイツ主権説」が強く支持された。

それに対し日本政府の見解は前述のように、委任地域の主権はP A A Pにあるとの「P A A P主権説」であり、日本の学界や言論界では「受任国主権説」がもっとも有力であった。そして受任国主権説をもっとも強く支持したのは南洋群島の対米戦上の戦略的価値を重視する日本海軍であった。以上の事情から一九四〇年までは南洋群島は日独同盟交渉における促進要素であるよりは阻害要因となった。南洋群島返還の可能性をほめかすドイツと、保持を固守する日本の交渉はこの点では常に暗礁に乗り上げた。

一方、南洋群島をめぐる日独関係には意外な国々も関心を持っていた。日本と同じくC式委任統治を南太平洋と南西アフリカで行なっていた英自治領のオーストラリアと南アフリカである。これらの自治領は自己の委任統治領がヨーロッパにおける宥和政策に左右されることを怖れて南洋群島問題に注目しており、自治領の動向が旧ドイツ植民地返還問題をめぐる英本国の対独宥和政策にある程度の影響を与えたことが推測される。⁶³ 前述のように、オーストラリアの一部では南進する日本の脅威に対抗するため、自国のニューギニア委任統治領をドイツに譲る提案さえも現われた。

一九三六年にワシントン・ロンドン海軍軍縮条約が失効して太平洋の緊張が高まり、ヴェルサイユ体制と並んでワシントン体制の崩壊がさらに進行すると、日本は新しい政治的枠組みの中で南洋群島統治を安定させることを考え始める。具体的には当時ヨーロッパにおいて独伊が建設し始めたかに見えた新秩序の中で、日本の南洋群島統治を承認させることであった。この時期には南洋群島は、ナチス・ドイツの植民地回復要求に対して、かつて日本をP A A Pと連盟の側に立たせた要因から、日本をナチス・ドイツとの提携に向かわせる要素に徐々に変化していった。

しかしながら、日独同盟の可能性は一九三九年八月の独ソ不可侵条約の締結によって決定的に消滅したかに見えた。ノモンハンにおける熾烈な日ソ紛争のさなかに日本の同意なくドイツがソ連と不可侵条約を結んだことは、露骨な外交的裏切りだったからである。

ところが一九四〇年春、ドイツの西方電撃戦の圧倒的勝利とともに事態は再び急転回し、同年九月に日本はドイツ、イタリアと三国同盟を締結するに至った。日本は一九三七年以来の中国における軍事的手詰まりの中で南進政策を開始し、その過程で米国との対立を深めていった。その日本にとって南洋群島は近い将来に予想される日米戦争において戦略上絶対に確保しておく必要のある地域であった。

戦間期において日本海軍は対米戦争にそなえて、いわゆる「漸減邀撃戦略」を練り上げていた。⁶⁴ これは米国西海岸またはハワイから西太平洋に來攻する米国艦隊の勢力を、南洋群島水域で潜水艦および航空機の攻撃で消耗させ、さらに日本近海に引き寄せてから艦隊決戦で撃破するという構想である。しかしながら、委任統治条項で南洋群島の軍事基地化が禁止されていることが日本海軍にとっての難問であった。もし南洋群島が委任統治領から日本の直轄領土になれば、この難問は解決され、地域の軍事基地化が可能となる。

以上の点から日独同盟の締結は日本海軍にとり大きな誘惑であった。伝統的に親英的であった日本海軍にも一九二三年の日英同盟の廃棄と世代交代によって、一九三〇年代後半には親独派が台頭しており、最後まで日独同盟締結に反対していた海軍が妥協することにより一九四〇年九月に三国同盟は成立した。このとき海軍が要求した条件のひとつが南洋群島のドイツから日本への譲渡であった。

こうして委任統治領のドイツ主権説⁶⁵に立って三国同盟の附属秘密交換公文が作成された。それによれば旧ドイツ領南洋群島をドイツは日本に譲渡し、また現在の戦争が終結したあかつきには旧ドイツ領を含む南太平洋の英仏豪等の委任統治領を日本に有利な形で処理することが記されていた。この交換公文は、実は同盟交渉の停滞を打開しようとしたドイツのスターマー(Heinrich Salmner)特使による恣意的な措置であり、本国のドイツ外務省があずか

りしらぬものであった。⁽⁶⁶⁾ また、秘密交換公文であるがゆえに日独以外の列国が感知するところではなく、南洋群島は国際的には依然として日本を委任国とする国際連盟C式委任統治領であった。しかしながら三国同盟の締結後、少なくとも日本政府の主観的意識では南洋群島は日本帝国の直轄領土となったのである。

八 アジア太平洋戦争と南洋群島 一九四一—一九四五

南洋群島を「不沈空母」に作り変える可能性は、日本が対米戦争を決意する大きな促進要因であった。経済規模が一〇倍以上の米国に日本が勝利をおさめる確率は低かったが、「不沈空母」南洋群島を通過する米艦隊を潜水艦と航空機による攻撃で漸減し、日本近海で邀撃すれば、日本海海戦のように米艦隊を殲滅できるかもしれない。海軍力を失った米国と有利な内容で講和を結ぶという日露戦争型の戦争終結構想であった。

この構想のもと、一九四〇年秋以降、南洋群島への軍事基地の建設が急ピッチで進められた。囚人労働を含む労働力と物資の投入によって一九四二年二月の日米開戦直前には南洋群島を覆う航空基地網が形成され、主要な島々には水上艦艇や潜水艦が寄港する港湾施設が設けられた。これら南洋群島の基地は開戦後半年間の日本の迅速な勝利にたしかに貢献した。しかしながら、これらの基地はあくまでも前進用の補給拠点であり、難攻不落の要塞とはほど遠かった。⁽⁶⁷⁾

緒戦の勝利後の一九四二年後半、日本政府は戦勝後の領土画定計画を立案した。その中で南洋群島は太平洋における米英仏の島嶼領（その一部分は委任統治領であり、一部は直轄植民地であった）と共に領土として併合されることとなっていた。⁽⁶⁸⁾ その後、戦局の悪化にともない南洋群島をめぐる関心はもっぱら対米戦略に関するものとなり、その法的地位が論じられることは少なかった。

しかし興味深い例外もあった。一九四四年一月、米軍がマーシャル諸島に來攻する頃、木戸幸一内大臣は日記に同僚達と行なった戦後構想をめぐる論議の概要を記している。それによれば、戦争終結後には米国、英国、ソ連、中国、日本を構成国とする太平洋委員会を創設し、南洋群島および日本占領下の太平洋の島嶼をその共同管理下に置く。⁽⁶⁹⁾ むろん、この構想は戦局の悪化を十分に認識していたとはいえない楽観的なものであった。後述する前年一月のカイロ宣言により、連合国はすでに南洋群島を日本から剥奪することを決定していたからである。

南洋群島はこの時期でも正式には南洋庁の管轄下にあったが、一九四〇年から四四年の間は実質的には海軍の軍政下に置かれた。最後の南洋庁長官は細萱茂四郎海軍中將であり、南洋庁が迎えた最初で最後の非文官の長官であった。

南洋群島は太平洋戦争の後半、日米両軍の熾烈な戦いの場となった。前述したように本格的な要塞とはほど遠かった南洋群島の軍事拠点の圧倒的な米軍の攻勢の前に次々と陥落し、一九四四年秋までに南洋群島の主要部分は米軍の手中に帰し、米海軍の軍政下に置かれた。⁽⁷⁰⁾ そしてマリアナ諸島に設置された航空基地から日本本土へ加えられた戦略爆撃は日本の戦争遂行能力を急速に崩壊させていった。⁽⁷¹⁾ 広島と長崎への原爆投下もマリアナ諸島から発進したB29爆撃機によって行なわれた。この悲劇的な意味で、南洋群島はたしかにかつて連盟からの脱退時に日本海軍が唱えたように「日本の海の生命線」であった。

九 委任統治から戦略信託統治へ 一九四四—一九四七

日本の敗北が確実になるにつれ、南洋群島は連合国の戦後処理構想の中の一案件となっていた。一九四三年一月二七日に米英中三国が共同で出した「カイロ宣言」は、日本が第一次世界大戦後に獲得した太平洋のすべての

島々を剥奪することを明らかにした。これにより第二次世界大戦の結果、日本が南洋群島を喪失することが確定した。⁽⁷³⁾しかしながら、剥奪後の南洋群島の地位については未確定で、ここから連合国による併合か、何らかの形で国際管理かという論争が発生した。

米国防務省は、新たに設立される予定の国際連合の枠内に何らかの信託統治制度を設けることを強く主張していた。米国は建国以来「反植民地主義」を国是としており、植民地大国としてアジアへの復帰を図る英仏蘭等と戦後の植民地処理問題で激しく対立した。⁽⁷⁴⁾また、多大の犠牲を払って南洋群島の主要部分を日本軍から奪取した米国防務部も国際管理ではなく米国による排他的管理を主張した。

米国防務部、英仏蘭などからの強硬な反対にもかかわらず、米国防務省はアジア太平洋地域の委任統治領と植民地を解放後にこの国連信託統治のもとに置くことを提案した。信託統治推進派と反対派の間で激しい応酬が繰り返されたが、一九四五年二月のヤルタ会談後において、以下の地域に国連の信託統治が適用されることが決定された。

(一) 残存する国際連盟の委任統治地域、(二) 戦争の結果、敵国より分離される地域、(三) 住民が自発的に信託統治下に置かれることを希望する地域。

以上の原則を日本帝国に適用すると、国連信託統治のもとに置かれる可能性のある地域は南洋群島のみならず、朝鮮半島、台湾、樺太南半、千島列島、沖縄が相当した。米国防務省はヨーロッパ諸国のアジアへの復帰を阻止するため、上記地域の一部に米中三国による共同信託統治を設けることも一時は検討していた。

一九四五年八月十五日、アジア太平洋地域における戦闘が終息した時点でペリリュー、サイパン、テニアンなど南洋群島の主要部分は米軍の占領下にあり、残存諸島の日本軍守備隊は米軍の封鎖により無力化されていた。停戦と同時に米国防務省は米海軍を南洋群島の暫定的管治権者に指定した。八月三十日、トラック港内に停泊する米軍艦上で南洋庁長官と所在の日本陸海軍指揮官は米海軍に降伏し、非占領下の島々における日本の南洋群島統治も実質的に終了した。その後一年以内に南洋群島所在の一四万七〇〇〇名(一般人五万二〇〇〇名、軍人軍属九万五〇〇〇名)の日本人がボツダム宣言に基づいて日本本土に送還された。⁽⁷⁵⁾

南洋群島を連盟委任統治から国連の信託統治の下に移すことを唱えながらも、いっぽうで米国は自国の安全保障に重要な太平洋の島嶼地域を何らかの形で自国の管理下に置くことを画策していた。ここから米国は信託統治制度の中に一般信託統治とは異なる「戦略信託統治」(strategic trusteeship)という新しい概念を作りだし、これを南洋群島に適用することを計画した。⁽⁷⁶⁾この戦略信託統治地域は国連憲章の中では信託統治理事会ではなく安全保障理事会の管轄下に置かれた。安全保障理事会において拒否権を有する米国は、戦略信託統治地域に指定された南洋群島について自国に不利な決議が提議された場合、これを葬ることが可能であった。また、戦略信託統治に関して米国防連と結んださまざまな規定によって米国は自国の利益の確保に成功した。一例をあげると、国連憲章第一五条によれば、信託国の同意なく信託統治条項は変更されてはならなかった。戦略信託統治の傘のもと、米国は旧南洋群島で事実上のフリーハンドを持つことになったのである。

この状況を観察していた元P.M.C委員のスイス人ラパール(William E. Rappard)は一九四六年に以下のような皮肉な感慨を述べている。⁽⁷⁷⁾

「信託統治地域に設けられる軍事基地は施政国の納税者の負担によるのか。それとも統治される人々が保護されていることへの貢献として負担をするのか。それは信託統治の目的が『国際間の平和と安全を推進する』ということから推進されるのか。」

一九四七年四月、南洋群島の日本による委任統治は法的にも終了し、戦略信託統治地域ミクロネシアが正式に米国の施政下に入った。⁽⁷⁸⁾この事実は一九五一年のサンフランシスコ講和条約第二章第二条dによっても確認された。

まとめにかえて

南洋群島は日本が実効支配していた点で一九一四年秋から一九四四年夏までの三〇年間、日本領土に等しい存在であった。日本海軍による占領と軍政、国際連盟委任統治制度下における南洋庁による民政、日独伊三国同盟の附属秘密交換公文による併合、日本海軍による事実上の軍政、アジア太平洋戦争下における激戦、米軍による軍事占領と軍政、国連信託統治制度下における米国による民政、という南洋群島の法的・政治的地位と状態の変遷は、そのまま国際社会における領域統治の思想と制度、そしてその中における日本の位置付けをもっとも鋭敏かつ端的に反映していた。南洋群島は二〇世紀前半の国際社会における植民地帝国日本のショーウィンドウであった。

- (1) 日本の南洋群島統治に関する基本文献としては同時代のものでは以下の二冊が古典的著作である。矢内原忠雄『南洋群島の研究』、岩波書店、一九三五年。Paul Clyde, *Japan's Pacific Mandate* (New York: Macmillan, 1935)。比較的最近のものでは Mark R. Peattie, *Non-yō: The Rise and Fall of the Japanese in Micronesia 1885-1945* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988)。また矢崎幸生『シクロネシア信託統治の研究』、御茶の水書房、一九九九年、第二章には簡にして要を得た説明がある。
- (2) 等松春夫「日本の国際連盟脱退と南洋群島委任統治問題をめぐる論争（一九三三—一九三三）」早稲田大学大学院『法研論集』第六六号（一九九三年七月）一六一—一九〇頁、等松春夫「南洋群島をめぐる戦後構想 一九四二—一九四七」軍事史学会編『第二次世界大戦（三）終戦』錦正社、一九九五年、二二六—二七七頁。Haruo Tohmatsu, 'Japan's South Seas Mandate in International Politics' (Unpublished D.Phil dissertation, University of Oxford, 1998)。等松春夫監修解説『外務省編「日本帝国委任統治地域行政年報」全五巻』クレス出版、一九九九年、解説一—一〇頁、等松春夫「南洋群島委任統治継続をめぐる国際環境 一九三三—一九三五」『国際政治』第二二二号（一九九九年九月）一〇一—一一五頁、Haruo Tohmatsu, 'Japan's Retention of the South Seas Mandate, 1922-1947' in R. M. Douglas, Michael D. Callahan, and Elizabeth Bishop eds, *Imperialism on Trial: An Interna-*

- tional Oversight of Colonial Rule* (Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield, 2006)
- (3) ドイツのシクロネシア植民地統治については以下を参照。高岡熊雄『ドイツ内南洋統治史論』、日本学術振興会、一九五四年。Mary Evelyn Tausend, *The Rise and Fall of Germany's Colonial Empire 1884-1918* (New York: Howard Fertig, 1966)。
- (4) テン領シクロネシアをめぐる戦闘と日本海軍の役割については Herman Joseph Hiery, *The Neglected War: The German South Pacific and the Influence of World War I* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1995), pp.130-153 を参照。
- (5) 大戦中の南洋群島併合の密約については William Roger Louis, *Great Britain and Germany's Lost Colonies 1914-1919* (Oxford: Clarendon Press, 1967), pp.77-116 を参照。日本海軍による軍政については今泉裕美子「日本の軍政期南洋群島統治（一九一四—一九二二）」津田塾大学『国際学研究』第一七巻（一九九〇年）を参照。
- (6) ヴェルサイユ講和会議における委任統治制度設立の経緯については以下を参照。もちろん簡潔なものとしては William Roger Louis, 'The Era of the Mandate System and the Non-European World,' in Hedley Bull and Adam Watson eds, *The Expansion of International Society* (Oxford: Clarendon Press, 1984), pp.202-213。細度謙之助の詳しい解説は Quincy Wright, *Mandate under the League of Nations* (Chicago: University Press, 1930), H. Duncan Hall, *Mandates, Dependencies, and Trusteeship* (New York: Carnegie Endowment, 1948)。
- (7) Jan Christian Smuts, *The League of Nations: A Practical Suggestion* (London: Hodder & Stoughton, 1918), p.15。
- (8) ヴェルサイユ条約第一一九条「独逸国ハ其ノ海外属地ニ関スル一切ノ権利及ビ権限ヲ主タル同盟及ビ連合国ノ為ニ放棄ス」。
- (9) 行政年報の役割については等松春夫監修解説『外務省編「日本帝国委任統治地域行政年報」全五巻』前掲、解説一—一〇頁参照。
- (10) 国際連盟規約第二二条第六項。
- (11) H. Duncan Hall, 'The British Dominions and the Founding of the League Mandate System,' in Kenneth Bourne & D. C. Watt eds, *Studies in International History* (London: Longmans, 1967) 参照。
- (12) アルメニア委任統治問題の顛末については James B. Gidney, *A Mandate for Armenia* (Ohio University Press, 1967) を参照。
- (13) 委任地域における委任国と住民の紛争については H. Duncan Hall, *Mandates, Dependencies, and Trusteeship* op. cit, pp. 66-90。
- (14) 満洲事変以前の国際的論調はいずれも日本の委任統治を好意的に評価していた。註(1)の矢内原とClydeも参照。全面的な評価としては、D・A・ヴァレンドルフ『シクロネシア・大日本帝国の輝ける遺産』『諸君』一九九九年六月号、一七四—一八一頁を参照。

- (15) 委任地域の主権をめぐる学説について京都帝国大学の国際法教授、田岡良一は十二説を掲げている。田岡良一『委任統治の本質』有斐閣、一九四一年、二七—四一頁。
- (16) この論議については等松春夫「日本の国際連盟脱退と南洋群島委任統治問題をめぐる論争」前掲、一六一—一九〇頁参照。
- (17) このような最悪のシナリオはたとえば英国の有力紙『マンチェスター・ガーディアン』の論説に典型的に現われていた。*The Manchester Guardian*, 3 March, 1933.
- (18) 陸軍省調査班「滿洲事変に対する学者の意見」(一九三二年一〇月二日)『みすず現代史資料』第一一巻「続・滿洲事変」みすず書房、一九六五年、一八頁。
- (19) これらの声明やパンフレットは南洋委任地域の主権問題は日本の連盟脱退と無関係であること、日本の主権を否定する他国の言動は断固排撃すること、の二点を強調していた。
- (20) この論争については等松「日本の国際連盟脱退と南洋群島委任統治問題をめぐる論争」前掲、一七七一—一八二頁を参照。
- (21) 一九三三年三月一六日閣議決定。佐藤尚武監修『国際連盟における日本』鹿島研究所出版会、一九七二年、二二—三三六頁。
- (22) Cecil Murray, 9 March 1933, Gilbert Murray MSS, Reel 68, Shelf no. 217, f20, Bodleian Library, Oxford.
- (23) Quincy Wright, 'Some Legal Aspects of the Far Eastern Situation', *American Journal of International Law* (以下AJILと略記) 27-3 (1933), p.516.
- (24) 日本でも泉哲、横田喜三郎らの法解釈は、ほぼライオン説に沿ったものであった。
- (25) 神山晃令「日本の国際連盟脱退と南洋群島委任統治」近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事』原書房、一九八七年、八〇—八四頁。
- (26) 『東京朝日』一九三三年三月二五日。この時期の日独間の問題についてはJohn P. Fox, *Germany and the Far Eastern Crisis 1931-1938* (Oxford: Clarendon Press, 1982), pp.79-107を参照。
- (27) 立作太郎「南洋委任統治問題」国際連盟協会「一九三三年」二四—二五頁。
- (28) Joseph C. Grew, *Ten Years in Japan* (London: Hammond, 1944), p.82.
- (29) 英国のタンカンカ合邦案をめぐっての批評についてはB. T. G. Childero, *Tanganyika and International Trusteeship* (Oxford University Press, 1961), p.61 ff.を参照。
- (30) イラクの委任統治終止と独立についてはL. H. Evans, 'The Emancipation of Iraq from the Mandate System', *AJIL*, 26-6 (1932)

を参照。

- (13) FO Minutes, 'Future administration of Liberia' (20 March, 1933) [7733/424], FO371/17040, Public Record Office, London. [以下F.O.と略記]。
- (32) FO Minutes, 'Territories administered under Mandate by Japan: position arising should Japan withdraw from the League of Nations' (15 November, 1932) [F8004/3863/23], FO371/16248, p.198, PRO.
- (33) *Ibid.*, pp.199-200.
- (34) FO Memo, 'Territories administered under Mandate by Japan: position arising should Japan withdraw from the League of Nations' (27 February, 1933) [F1319/821/23], FO371/17158, pp.232-242, PRO.
- (35) 国際連盟強要録 三三巻一頁。
- (36) Fitzmaurice's comment in FO Memo (27 February, 1933), *Ibid.*, pp.225-226.
- (37) *Ibid.*, p.228.
- (38) 東西アフリカの主権をめぐる問題と南アフリカの競争についてはU. Obozawa, *The Namibian Question* (Bennin City: Ethiopie Pub. Corps., 1973), pp.78-84を参照。
- (39) *League of Nations Treaty Series*, 1, LXX 1928, p.305.
- (40) 鐵閣議の要旨を英本国の知識人の記録としてR. F. Holland, *Britain and the Commonwealth Alliance 1918-39* (London: Macmillan, 1981), p.167ff.を参照。
- (41) John Perkins, "'Sharing the White Man's Burden" Nazi Colonial Revisionism and Australia's New Guinea Mandate', *Journal of Pacific History*, 24-1 (1989), p.65.
- (42) 南洋群島からオーストラリアへ多くの移民の脅威についてはAlbatross, 'Japan and the Defence of Australia' (Melbourne: Robertson & Mullens, 1935), p.50.
- (43) ホームランドのオーストラリアの防衛についてはJohn McCarthy, 'Singapore and Australian Defence 1921-1942', *Australian Outlook*, 25-2 (1971), pp.165-180.
- (44) William Roger Louis, 'Australia and the German Colonies in the Pacific', *Journal of Modern History*, 38-4 (1966), p.420.
- (45) 東京の電報のトーンがどのようにしてTelegram from Dodds (Tokyo) to Foreign Office (14 May 1934) [F3668/161], FO371/18157, PRO.

- (46) ハートマン使節団全録のドイツ文『E. M. Andrews, *The Writing on the Wall: The British Commonwealth and Aggression in the East 1931-1935* (Sydney: Allen & Unwin, 1987), pp.133-145 を参照。リトルマンの機密文書 AA5954/1/1085/9, pp.20-22, Australian Archives, Canberra.
- (47) 太平洋遠征のドイツ文 Nicholas Mansergh, *Survey of British Commonwealth Affairs: Problem of External Policy 1931-39* (Oxford University Press, 1952), pp.158-159.
- (48) 英領南洋群島と米国の関係のドイツ文 Quincy Wright, 'The United States and Mandates,' *Michigan Law Review*, 23-7 (1925) を参照。
- (49) L. T. Evans, 'Would Japanese Withdrawal from the League Affect the Status of the Japanese Mandate?' *AJIL*, 27-1 (1933), p.142.
- (50) Memo by Division of Far Eastern Affairs, 'Manchurian Situation: Question of the Japanese Mandate in the Pacific. Relation of the United States thereof' (2 February 1933), RG59, F/HSS62L 01/247, National Archives of the United States, Washington D.C. [以下 NAUS を参照]。
- (51) *Ibid.*
- (52) Gilbert's report, 'General Discussions of the Political and Juridical Status of Areas under Mandate.... With Special Reference to the Japanese Mandate,' *American Consulate Geneva* (8 September 1933), RG59, F/O 862L 01/276, p.83, NAUS. このメモのドイツ文の題名は『J. B. Donnelly, 'Premiss Gilbert's Mission to the League of Nations Council, October 1931,' *Diplomatic History*, 2-4 (1978), pp.373-387 を参照。』
- (53) Grew's report to the State Department (9 March 1933), *Foreign Relations of the United States, 1933, III*, pp.228-229. [以下 FRUS を参照]。
- (54) Memorandum by the Mandates Section (26 April 1933), R4128, 6A/3192/3192, League of Nations Archives, Geneva [以下 LNA を参照]。Avenol's memo (26 October 1933), R4128, 6A/3192/3192; Memo by the Legal Section (15 November 1933), 6A/3192/3192, LNA.
- (55) Gilbert's report, 1084 Political (15 November 1934), RG59, 862L 01/301, pp.3-11, NAUS.
- (56) Gilbert's report, 1179 Political (21 February 1935), RG59, 862L 01/313, p.2, NAUS.
- (57) Avenol's statement (27 March 1935), 6A/3192/3192, LNA.
- (58) 外務省調査部「聯盟脱退の委任統治問題」(一九三五年一月) 外務省外交史料館所蔵。

- (59) Grew's report to the State Department (19 April 1935), *FRUS, 1935, III*, pp.113-115.
- (60) 聯盟脱退発効後の日本と国際連盟の協力関係およびその中における南洋群島の問題については、神山晃介「日本の国際連盟協力終止と南洋群島委任統治」『外交史料館報』第三号、一九八九年三月、二七一—二三三頁を参照。
- (61) A. J. Crozier, *Appeasement and Germany's Last Bid for Colonies* (London: Macmillan, 1988), p.238.
- (62) 日独同盟交渉と南洋群島問題全般については John P. Fox, *Germany and the Far Eastern Crisis 1931-38* op.cit を参照。特に一九三七—一九三八年の日独交渉と南洋群島問題については Gerhard L. Weinberg, 'Deutsch-Japanische Verhandlungen über das Süddeutsches Mandat 1937-38,' *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 4 (1956), pp.390-398 を参照。
- (63) 英帝国自治領のドイツ人の植民地回復運動に対する反応のドイツ文 Granville Roberts, *The Nazi Claim to Colonies* (London: John Murray, 1939) を参照。
- (64) 日本海軍の漸減邀撃作戦と南洋群島の関係については以下を参照: Edward S. Miller, *War Plan Orange: The US Strategy to Defeat Japan 1897-1945* (Annapolis: Naval Institute Press, 1991).
- (65) 委任地域のドイツ人主権説を支持する学者はドイツ以外ではほぼ皆無であったが、三国同盟に連携させて南洋群島問題を解決するには便利な法理論であった。ドイツ人主権説については田岡良一『委任統治の本質』有斐閣、一九四一年、二〇〇—二二一頁、を参照。
- (66) 三国同盟の締結と附属秘密交換公文については以下を参照: *Documents on German Foreign Policy 1918-1945* (London: HM-SO, 11949), D, XI, 208 n.2; Johanna M. Menzel, 'Der geheime deutsch-japanische Notenaustausch zum Drei-mächte-pakt,' *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 5 (1957), pp.182-193.
- (67) 防衛庁戦史室「中部太平洋海軍作戦」第一巻、朝雲新聞社、一九七一年、一五一—一六頁、二八頁。
- (68) この一連の構想は以下の史料であらうと推測することが可能である。外務省「東亜共栄圏内ニオケル帝国及ビ他国ノ委任統治ニ対スル処置」(一九四二年二月一七日) [B・9・6・8・1—4]、外務省条約局第二課「委任統治問題」(一九四二年七月) [調書第六六号]、外務省「帝国委任統治地域ノ名称変更ニ関スル件」(一九四二年八月二日) [B・9・6・8・1—4]。以上、外務省外交史料館所蔵。
- (69) 木戸幸一日記刊行会編『木戸幸一日記』、東京大学出版会、一九六六年、第二巻、一〇七八—一〇七九頁。
- (70) 南洋群島中、米軍に占領された島は時間順に以下の通り。クエゼリン、マジェロ(一九四四年一月)、エニウエトク(一九四四年二月)、サイパン(一九四四年七月)、テニアン(一九四四年八月)、ウルシー(一九四四年九月)、ペリリュー・アンガ

- ウル（一九四四年一月）。迂回放置された島々の惨状については、例えば以下を参照。澤地久枝『ペラウの生と死』、文藝春秋社、一九九〇年。
- (71) 太平洋戦争のミッドウェーへの影響および米軍による軍政については、Lin Poyer, Suzanne Falgout, and Laurence Marshall Carucci, *The Typhoon of War: Micronesian Experience of the Pacific War* (Honolulu: University of Hawaii Press, 2001) を参照。
- (72) マリアナ諸島の失陥とそこを基地とする米軍の対日戦略爆撃についてはカール・バーガー（中野五郎訳）『B19 日本本土の大爆撃』サンケイ新聞社出版局、一九七一年、第八章「マリアナに日本本土爆撃基地」を参照。
- (73) カイロ宣言の該当部分には以下の通り。「一九一四年の第一次世界戦争の開始以後に日本が奪取しまたは占領した太平洋における全ての島を日本から剥奪する」。
- (74) 戦後の植民地処理問題をめぐる米国と英仏など植民地帝国との確執については以下を参照。William Roger Louis, *Imperialism at Bay: The United States and the Decolonization of the British Empire, 1941-1945* (Oxford: Clarendon Press, 1977), Christopher Thorne, *Allies of a Kind: The United States, Britain and the War against Japan, 1941-1945* (London: Hamish Hamilton, 1978).
- (75) 南洋群島における終戦と引揚げについては、防衛庁戦史室『中部太平洋海軍作戦』第二巻、朝雲新聞社、一九七一年、二四五—二四六頁参照。
- (76) 戦略信託統治の概念と構想についてはHarold F. Nuter, *Micronesia under American Rule: An Evaluation of the Strategic Trustee-ship* (1944-77) (Hicksville: Exposition Press, 1978) を参照。
- (77) W. F. Rappard, 'Mandates and International Trusteeship System,' *Political Science Quarterly*, 61-3 (1947), p.414.
- (78) 連盟委任統治から国連戦略信託統治への移行については以下を参照。David Hanlon, *Remaking Micronesia: Discourses over Development in the Pacific Territory 1944-1982* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1998) 矢崎幸生『ミッドウェー信託統治の研究』前掲、第四章「アメリカ統治の始まり」。